

特許業務法人
清水・醍醐特許商標事務所

内外知的財産権ニュース

2020年4月

1. 意匠法改正

令和元年5月10日に可決・成立した「特許法等の一部を改正する法律案」は、一部を除き令和2年4月1日に施行されました。またこれに伴い令和2年4月1日以降の出願に適用される意匠審査基準も公表されております。

改正の項目としては以下になります。

①創作非容易性の判断の基礎とする資料として「公然知られたもの形状等」が「公然知られ、頒布された刊行物に記載され、又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった形状等又は画像」に拡大された。

②意匠権の存続期間が「登録日から20年」から「出願日から25年」に変更になった。

③意匠法の保護範囲の拡充がされた。具体的には「物品」と並んで「画像」、「建築物」が意匠の定義に加えられた。更に意匠法第8条の2（内装の意匠）が新設され、店舗、事務所その他の施設の内部の設備及び装飾（内装）を構成する物品、建築物又は画像に係る意匠は、内装全体として統一的な美感を起こさせるときは、一意匠として出願をし、意匠登録を受けることができることとなった。

④関連意匠のみに類似する関連意匠も登録を受けることができるようになった。また最初に本意匠として選択した意匠を「基礎意匠」として定義し、関連意匠を「基礎意匠」の出願日から10年経過するまで出願できることとした。

* 今まで「本意匠」として登録になった意匠登録は「基礎意匠」に該当することとなり、J-PatPat上も検索結果一覧では「基礎意匠」の表示がされます。過去「本意匠」として表示されていた意匠も「基礎意匠」との表示がされます。

* 法改正の結果基礎意匠の意匠権が存続期間満了により消滅した後も、関連意匠の意匠権が存続する場合があります。その際、二以上の者に排他的権利が成立することを防ぐため、基礎意匠の意匠権が存続期間満了により消滅した後に存続する関連意匠の意匠権の分離移転の禁止等を定めた意匠登録令の改正及び経過措置の規定の整備が行なわれています。

⑤画像そのものの意匠登録が可能となった。

本年後半には新法のもとでなされた意匠出願の登録例が明らかになっていくものと思われます。

2 米国商標法規則改正

2月15日付で米国商標出願の強制的な電子出願（原則音来で出願すること）に関する規則改正が行われ、それに伴い審査ガイドラインが事前に発行されました。このガイドラインで問題になったのは電子出願そのものではなく以下の2点でした。

- ①主たるメールアドレス以外のメールアドレスの提示
- ②使用見本の厳格化

①については最初発行のガイドラインでは現地代理人や外国事務所（例えば弊所）により管理されるメールアドレスは使用できず、出願人自身のメールアドレスが要求されていました。これには批判が多く、その結果改正規則が発効する前にガイドラインが修正され、主たるメールアドレスと同一でなければ要件を満たすということになりました。

* 例えば以下のようなアドレスで問題ないようです。

<クライアント名>@外国事務所ドメイン

また②についてはウェブページを提出する場合には URL 及びアクセスのデータ（印刷日）を示すことが要求され、ラベルやタグを見本として提出する場合は商品に付されていることを示す（あるいは直接付されていなくても構わないが、実際に商業的に利用されていること）必要があります。例えば付される商品に関する情報が当該ラベルに示されていれば見本として受け入れられるとのことでした。

上記の内容についてご質問等ございましたらお気軽にお尋ねください。

以上